

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 299,838円

2 賠償の相手方

住所 *****

氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和5年4月5日午後4時45分頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市西原二丁目6番地1

(3) 事故の内容 ふじみ野市立福岡小学校敷地内の門扉が強風により動いた際、相手方の自動車を損傷させた。

(4) 被害の程度 相手方自動車の右側部分の損傷
令和5年5月30日

ふじみ野市長 高 畑 博